

# 令和7年度山形県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金の手引き

## 1 事業概要

無資格かつ介護業務従事歴3年未満の職員が、介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という）を修了し、その費用を法人が負担した場合に、当該法人に費用の一部を補助します。

## 2 補助の内容

### 《補助対象》

介護保険サービス事業を行う法人（以下「対象法人」という。）

※受講者個人への補助ではありません。

### 《補助の内容》

対象法人が行う介護保険サービス事業に従事する者で、以下の要件全てに該当する者が介護職員初任者研修を受講し、修了した場合、研修受講料及びテキスト代の1/2の額を助成します。

#### 【要件】

- ① 介護保険サービス従事経験年数が3年未満の者（他法人での従事年数も含む）
- ② 介護福祉士、社会福祉士及び介護支援専門員の資格を有していない者で、且つ、実務者研修修了者及び初任者研修修了者（ヘルパー1級・2級、介護職員基礎研修含む）でない者
- ③ 令和7年4月1日から令和8年3月15日までに初任者研修を修了した者
- ④ 上記①～③の全てに該当する従事者の初任者研修の受講料及びテキスト代を法人が支払っていること。ただし、従事者個人が研修機関に受講料等を支払っている場合でも、法人が当該従事者に受講料等を支払っていれば補助対象となる。
- ⑤ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費でないこと。

### 《補助率等》

- ・受講料及びテキスト代の1/2を補助
- ・職員1人あたりの上限は4万円
- ・1法人につき5人まで申請可能  
（5人までなら、一度に申請しても、複数回にわたって申請しても構いません）

### 3 補助金の申請～交付の流れ等

本補助金は、予算の範囲内で、申請書を受理した順に交付決定を行います。

#### 《申請～交付の流れ》

- ①【法人（受講者）】介護職員初任者研修受講料の支払い及び受講修了（事業完了）
- ②【法人】事業完了後 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 20 日のいずれか早い日までに交付申請書を提出
- ③【県】交付申請書受理、毎月末に 1 月分の交付申請をとりまとめ、翌月に審査を行い、申請法人あてに交付（不）決定通知発出
- ④【県】交付申請の翌月中旬を目処に補助金振込み

### 4 交付申請手続き

#### 《交付申請の受付期間》

令和 8 年 3 月 20 日まで

※初任者研修は 3 月 15 日までに修了する必要があります。

#### 《交付申請書類》

- ① 補助金交付申請書
- ② 補助金所要額調書（別記様式第 1 号）
- ③ 在職及び職歴証明書（別記様式第 2 号）
- ④ 初任者研修修了証書の写し
- ⑤ 法人が受講料等を支払ったことが確認できる領収書等の書類。受講者本人が受講料等を支払った場合は、受講者が研修機関へ支払ったことが確認できる書類及び補助事業者が受講者に対し受講料等を支払ったことが確認できる書類とします。
- ⑥【該当する法人のみ】消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式 3）※該当する場合は、手続きが煩雑になりますので、下記問合せ先記載の担当まで予めご連絡ください。

#### 《申請書の提出先》

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

山形県健康福祉部高齢者支援課 初任者研修補助金担当

[ykorei@pref.yamagata.jp](mailto:ykorei@pref.yamagata.jp)

### 5 その他

本補助金の詳細については、「令和 7 年度山形県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金交付要綱」をご覧ください。

なお、これらの要綱及び様式は、県HPに掲載しています。

#### 問合せ先

山形県健康福祉部 高齢者支援課 介護人材育成担当

TEL：023-630-2189